

大和市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第24号

大和市契約規則の一部を改正する規則

大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加える。

第77条第1項中「書面」の次に「又は電磁的記録」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。